

第 2 章 基本事項



第2章 基本事項

1. 豊島区が目指す景観まちづくり

豊島区景観計画において、以下のように景観まちづくりの目標、方針が示されています。

(1) 景観まちづくりの目標

豊かなみどり、人々の温もり、新たな文化の創造など多様な界わいが共鳴し、心地良い交響曲となって広がる快適な都市空間を創出します。

個性豊かな界わいが響きあう
豊島の景観まちづくり

- 多文化が共生してにぎわう池袋副都心の躍動、日常生活の中に歴史が息づき落ち着いた雰囲気、人々が触れ合い生み出されるあたたかさなど、彩り豊かな地域の個性が調和して織りなす都市の魅力を高めていきます。
- 染井霊園や雑司ヶ谷霊園、神田川など地域の資産となるみどりとともに、そこで育まれてきた文化を守りながら、ゆとりと潤いを感じられる都市空間を形成します。
- 江戸の園芸文化、池袋モンパルナス、歴史的な建築物、マンガ・アニメをはじめとするサブカルチャーなど、多彩な文化を育んできた魅力を生かして、誰もが主役になれる「国際アート・カルチャー都市」にふさわしい景観まちづくりを進めます。

(2) 景観まちづくり方針

景観まちづくり目標の実現に向けて、景観特性を踏まえた景観まちづくり方針(景観法第8条第3項関係)は以下の通りです。それぞれの方針は、相互に重なり合いながら連携し、都市の魅力を高める景観の創出を担っていきます。

1 ゆとりと潤いを創出する

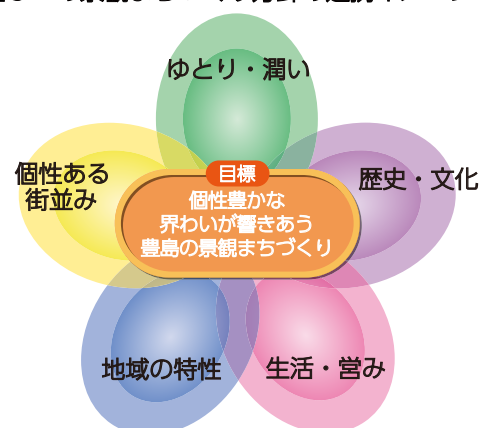
2 歴史を受け継ぎ、新たな文化を創造する

3 人々の生活・営みを映す

4 地域の特性を惹き立てる

5 個性ある街並みを創出し、楽しめる仕組みを構築する

■5つの景観まちづくり方針の連携イメージ



2. 屋外広告物の表示等の基本的な考え方

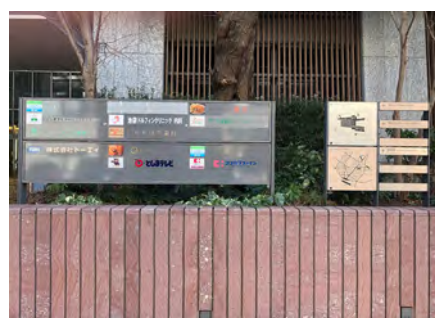
豊島区景観計画では、良好な景観形成を推進するために、適正な屋外広告物の表示・掲出に向けた基本的な考え方を示しています。

地域の特性を踏まえ、良好な景観と調和したデザイン

- 屋外広告物は、東京都屋外広告物条例により許可が必要なものととも、自家用や公共のものを含め、位置や規模、色彩などのデザインが地域の特性を踏まえた良好な景観の形成に貢献するようにします。
- 墓園や大規模な公園の周辺、神田川沿川では、歴史や文化、地形・みどり、建築物などの景観要素と調和するように配慮します。
- 歴史的・文化的な建築物などの景観資源周辺では、歴史・文化の趣や雰囲気を残した街並みの形成に配慮します。
- みどりや歴史・文化など景観資源が集まる地区では、良好な景観を阻害する野立て看板などが掲出されないよう案内広告を集約化するとともに、色彩等のデザインは周辺環境との調和に配慮します。



箱文字によるシンプルな印象で、公園の緑と調和した広告物（豊島区南池袋）



店舗等の案内を集約化し、デザインされた広告物（豊島区南池袋）

大規模なもの、目立つ場所のデザインは十分に配慮

- 大規模建築物や高層建築物での屋外広告物は、景観形成に対する影響が大きいことから、表示の位置や規模について十分に配慮します。
- 幹線道路では、道路の再整備や周辺のまちづくりなどの機会にあわせて、屋外広告物の表示に関する地域ルールなどを作成し、地域の特性を踏まえた風格ある景観を形成します。



建物壁面にデザイン性のある広告物を設置（豊島区西池袋）



文字サイズが抑えられ、すっきりとシンプルなデザイン（豊島区目白）

街並みの個性と魅力を高めるデザイン

- 地域の魅力を高める屋外広告物は、大規模で過剰なものの掲出ではなく、地域の特性を踏まえ、統一的な美しく落ち着いたものであるという視点に立ち、地域ルールを活用した景観形成を推進します。



地域の特性に配慮した広告物（豊島区巣鴨）

広告物の適切な維持管理

- 屋外広告物の設置後は、適正な維持・管理を実施し、破損や老朽化、未使用の広告物については速やかに必要な対策を講じます。

東京都屋外広告物条例の対象外でも目立つ広告物は周辺への調和に配慮

- 屋外広告物に類似した窓面内側からの広告の掲出についても、建築物全体の色彩や意匠、周辺の街並みとの調和に配慮します。



広告を窓面内側から離し、最小限の掲出にすることですっきりとした印象（豊島区南池袋）